

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判 管轄法制の整備に関する要綱案

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案

第1 人事訴訟事件関係

1 人事に関する訴えの管轄権

人事に関する訴えは、次の(1)から(7)までのいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- (1) 身分関係の当事者の一方に対する訴えであって、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 身分関係の当事者の双方に対する訴えであって、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (3) 身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- (4) 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- (5) 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む。）。
- (6) 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- (7) 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

2 関連請求の併合による管轄権

一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

3 子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権

- (1) 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄

権を有するときは、人事訴訟法（平成15年法律第109号）第32条第1項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第3項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

- (2) 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、第2の12(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、人事訴訟法第32条第1項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

4 特別の事情による訴えの却下

裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

5 訴えの変更及び反訴

- (1) 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、人事訴訟法第18条の規定により、請求を変更することができるものとする。

- (2) 日本の裁判所が反訴の目的である次に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、被告は、それぞれに定める場合に限り、人事訴訟法第18条の規定による反訴を提起することができるものとする。

ア 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

イ 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求 既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合

6 日本の裁判所の管轄権に関する職権証拠調べ、管轄権の標準時（人事訴訟法第29条第1項関係）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第3条の11及び第3条の12

の規定の適用によるものとする。

7 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄（人事訴訟法第30条関係）

民事保全法（平成元年法律第91号）第11条の規定の適用によるものとする。

第2 家事事件関係

1 後見開始の審判事件等の管轄権

裁判所は、後見開始の審判事件（家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表〔以下、同法の別表を引用するときは、法律名の記載を省略する。〕第1の1の項の事項についての審判事件をいう。）、保佐開始の審判事件（同表の17の項の事項についての審判事件をいう。）又は補助開始の審判事件（同表の36の項の事項についての審判事件をいう。）について、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となるべき者（以下この段落において「成年被後見人等となるべき者」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は成年被後見人等となるべき者が日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする。

2 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権

裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第1の55の項の事項についての審判事件をいう。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

3 失踪の宣告の審判事件等の管轄権

(1) 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（別表第1の56の項の事項についての審判事件をいう。）について、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。

(2) (1)の場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、不在者の財産が日本国内にあるとき又は不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所若しくは国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときは、管轄権を有するものとする。

(3) 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第1の57の項の事項についての審判事件をいう。）について、次のアからウまでのいずれか

に該当するときは、管轄権を有するものとする。

ア 日本において失踪の宣告の審判があったとき。

イ 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

ウ 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

4 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権

裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第1の59の項の事項についての審判事件をいう。）について、管轄権を有するものとする。

5 養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権

裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第1の61の項の事項についての審判事件をいう。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の63の項の事項についての審判事件をいう。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

6 死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権

裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第1の62の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(1) 養親又は養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

(2) 養親又は養子はその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

(3) 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であって、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

7 特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権

裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第1の64の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(1) 養親の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

- (2) 実父母又は検察官からの申立てであって、養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (3) 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。
- (4) 日本国内に住所がある養子からの申立てであって、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- (5) 日本国内に住所がある養子からの申立てであって、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

8 親権に関する審判事件等の管轄権

裁判所は、親権に関する審判事件（別表第1の65の項から69の項まで並びに別表第2の7の項及び8の項の事項についての審判事件をいう。）、子の監護に関する処分の審判事件（同表の3の項の事項についての審判事件をいう。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第1の132の項の事項についての審判事件をいう。）について、子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

9 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件等の管轄権

裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第1の70の項の事項についての審判事件をいう。）又は未成年後見人の選任の審判事件（同表の71の項の事項についての審判事件をいう。）について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人（以下この段落において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする。

10 夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第1の84の項及び85の項並びに別表第2の1の項から3の項まで、9の項及び10の項の事項についての審判事件（同表の3の項の事項についての審判事件にあつては、子の監護に要する費用の分担に

関する処分¹の審判事件に限る。)をいう。)について、扶養義務者(別表第1の84の項の事項についての審判事件²にあつては、扶養義務者となるべき者)であつて申立人でないもの又は扶養権利者(子の監護に要する費用の分担に関する処分³の審判事件⁴にあつては、子の監護者又は子)の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

11 相続に関する審判事件の管轄権

- (1) 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第1の86の項から110の項まで及び133の項並びに別表第2の11の項から14の項までの事項についての審判事件をいう。)について、相続開始の時に⁵おける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には⁶相続開始の時に⁷おける被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には⁸被相続人が⁹相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)は、管轄権を有するものとする。
- (2) 相続開始の前に¹⁰推定相続人の¹¹廃除の¹²審判事件(別表第1の86の項の事項についての審判事件をいう。)、¹³推定相続人の¹⁴廃除の¹⁵審判の¹⁶取消しの¹⁷審判事件(同表の87の項の事項についての審判事件をいう。)、¹⁸遺言の¹⁹確認の²⁰審判事件(同表の102の項の事項についての審判事件をいう。)又は²¹遺留分の²²放棄についての²³許可の²⁴審判事件(同表の110の項の事項についての審判事件をいう。)の²⁵申立てがあつた場合における(1)の適用については、(1)中「相続開始の時に²⁶おける被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とするものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の場合のほか、²⁷推定相続人の²⁸廃除の²⁹審判又はその³⁰取消しの³¹審判の³²確定前の³³遺産の³⁴管理に関する³⁵処分³⁶の³⁷審判事件(別表第1の88の項の事項についての審判事件をいう。)、³⁸相続財産の³⁹保存又は⁴⁰管理に関する⁴¹処分⁴²の⁴³審判事件(同表の90の項の事項についての審判事件をいう。)、⁴⁴限定承認を⁴⁵受理した場合における⁴⁶相続財産の⁴⁷管理人の⁴⁸選任の⁴⁹審判事件(同表の94の項の事項についての審判事件をいう。)、⁵⁰財産分離の⁵¹請求後の⁵²相続財産の⁵³管理に関する⁵⁴処分⁵⁵の⁵⁶審判事件(同表の97の項の事項についての審判事件をいう。)及び⁵⁷相続人の⁵⁸不存在の場合における⁵⁹相続財産の⁶⁰管理に関する⁶¹処分⁶²の⁶³審判事件(同表の99の項の事項についての審判事件をいう。)について、⁶⁴相続財産に⁶⁵属する⁶⁶財産が⁶⁷日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- (4) 当事者は、⁶⁸合意により、⁶⁹いずれの⁷⁰国の⁷¹裁判所に⁷²遺産の⁷³分割に関する⁷⁴審

判事件（別表第2の12の項から14の項までの事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができるかについて定めることができるものとする。

- (5) 民事訴訟法第3条の7第2項及び第3項の規定は、(4)の合意について準用するものとする。
- (6) 外国の裁判所にのみ(4)の申立てをすることができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができないものとする。

12 財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権

裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件（別表第2の4の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- (1) 夫又は妻であった者の一方からの申立てであって、他の一方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 夫であった者及び妻であった者の双方が日本の国籍を有するとき。
- (3) 日本国内に住所がある夫又は妻であった者の一方からの申立てであって、夫であった者及び妻であった者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- (4) 日本国内に住所がある夫又は妻であった者の一方からの申立てであって、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

13 家事調停事件の管轄権

- (1) 裁判所は、家事調停事件について、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - ア 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。
 - イ 相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
 - ウ 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

- (2) 民事訴訟法第3条の7第2項及び第3項の規定は、(1)ウの合意について準用するものとする。
- (3) 人事訴訟法第2条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての調停事件については、(1)（イ及びウに係る部分に限る。）は、適用しないものとする。

14 特別の事情による申立ての却下

裁判所は、1から13までの事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

15 管轄権の標準時

日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

第3 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の承認及び執行

1 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力

外国裁判所の家事事件についての確定した裁判については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第118条の規定を準用するものとする。

2 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の執行判決（民事執行法第24条関係）

- (1) 外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄するものとする。
- (2) 民事執行法（昭和54年法律第4号）第24条第1項に規定する地方裁判所は、執行判決を求める訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、(1)にかかわらず、申立て

- により又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。
- (3) (1)の家庭裁判所は、執行判決を求める訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、(1)にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。
- (4) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならないものとする。
- (5) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、外国裁判所の家事事件における裁判が、確定したことが証明されないとき、又は1において準用する民事訴訟法第118条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならないものとする。
- (6) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決においては、外国裁判所の家事事件における裁判による強制執行を許す旨を宣言しなければならないものとする。

第4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。